

経済安全保障推進法に基づく安定供給確保支援業務

令和7年度 事業報告書

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

一般財団法人日本船舶技術研究協会

1. 事業の目的・概要

当協会は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第31条第1項の規定に基づく船舶の部品に係る安定供給確保支援法人として、法施行令（令和4年政令第394号）第1条第11号により特定重要物資として指定された船舶の部品及びその生産に必要な原材料等（以下「船舶の部品等」という。）の安定供給確保に取り組む認定供給確保事業者に対する助成金の交付、船舶の部品等の安定供給確保に関する情報の収集等を通じ、船舶の部品等のサプライチェーンの強靱化を図ることを目的として安定供給確保支援業務を実施するものである。

2. 事業の内容・方法・計画

法、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（令和4年9月30日閣議決定）、船舶の部品に係る安定供給確保を図るための取組方針（令和4年12月28日国土交通省公表）、船舶の部品の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準（令和5年2月15日内閣府及び国土交通省公表）、安定供給確保支援業務規程（令和5年2月24日当協会制定）、船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費補助金交付要綱（令和5年2月15日国海産第466号）及び造船業再生基金補助金交付要綱（令和8年2月25日国海産第853号）等に基づき、次の①から③の業務を実施するものである。

① 認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付及びそれに附帯する業務

認定供給確保事業者からの交付申請時の審査、交付決定、交付決定後の指導・監督を通じ、適正な執行に努める。認定供給確保事業者による供給確保計画の進捗等を適切に確認し、国土交通省と連携して、確認内容に応じた適切な助成金の執行を行うよう留意する。

造船業再生事業に関しては、令和7年度においては、これらの業務に要する費用に充てるための「造船業再生基金補助金」の申請を行うとともに、助成金の交付申請を受け付ける体制を構築する。

② 船舶の部品等の安定供給確保に関する情報の収集及びそれに附帯する業務

船舶の部品等の国内や海外の需給動向その他の安定供給確保に関する情報について、安定供給確保支援業務以外の業務において自ら得た船舶関係の情報から必要な情報を抽出・整理・調製等する方法により調査等を行うとともに、収集した情報を公表する場合には、適切な評価を実施した上で、当協会のホームページに掲載する。

③ 船舶の部品等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談並びにそれに附帯する業務

安定供給確保支援グループに設置した相談窓口の連絡先を当協会のホームページに掲載し、船舶の部品の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準に従い、船舶の部品等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談に応ずる。

令和7年度においては、①の助成業務に関しては、法第9条第1項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた船舶の部品等（2ストロークの船舶用機関、4ストロークの船舶用機関、2ストロークの船舶用機関に用いられるクランクシャフト、ソナー、プロペラ）に係る認定供給確保事業者からの計画変更承認申請を踏まえ、変更の内容を審査した上で3件分の計画変更を承認するとともに、認定供給確保事業者からの廃止承認申請を踏まえ、廃止の内容を審査した上で1件分の廃止承認を行った。その結果、交付決定額の総額は約51億円となった。また、認定供給確保事業者において適切に助成金の執行が行われるよう報告徴収、監督等を行い、認定供給確保事業者が実施した助成対象事業に係る助成金に関して、認定供給確保事業者の請求を踏まえ、令和7年度事業分として総額約7億円の助成金の支払いを行った。

また、船舶の部品等（船舶の船体を構成するもの）については、造船業再生基金補助金の申請を行い、1,200億円の造船業再生基金の造成を行うとともに、助成金の交付申請を受け付ける体制の構築に着手した。

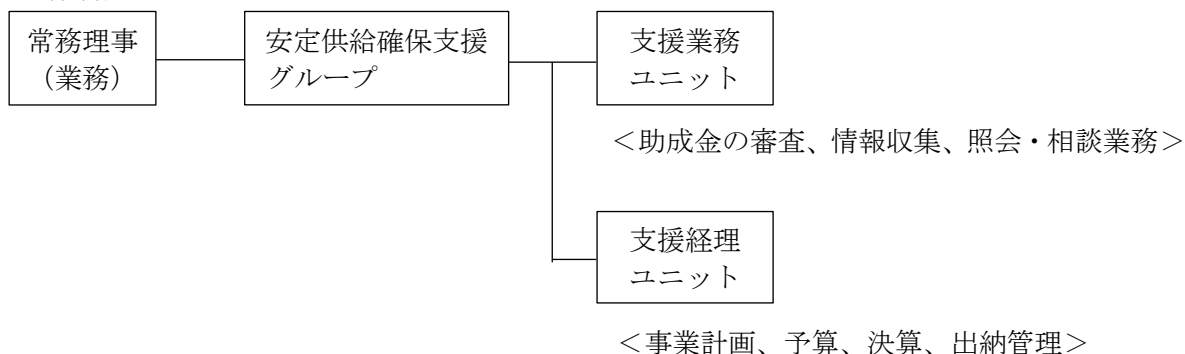
②の情報収集業務に関しては、船舶の部品等の国内や海外の需給動向について、機関誌・学会誌、業界紙、一般紙、インターネット記事、ジェットロ関係情報等の調査手段により収集を行った。

③の照会・相談業務に関しては、船舶の部品の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準に従い、船舶の部品等の安定供給確保に関する照会及び相談に対応する窓口を設置し、安定供給確保を図ろうとする者からの照会、相談に対応した。

3. 実施体制

船舶の部品等に係る安定供給確保支援業務を行うに当たって、常務理事を主担当役員とし、事務局に安定供給確保支援業務を統括する部署として設置した「安定供給確保支援グループ」において、次図の体制で安定供給確保支援業務を適切に実施した。

<実施体制図>



また、安定供給確保支援業務に関する秘密保持・情報管理規程に基づき、専務理事をもって秘密情報の管理に係る統括責任者とし、安定供給確保支援業務を通じて知り得た秘密の保持及び情報の管理を適切に実施した。

4. 基金の管理・運用方法

安定供給確保支援業務に係る会計については、既存業務の経理とは区分した上で、法第36条及び第38条の規定に基づき区分して整理し、その収支の状況は帳簿にて明らかにするとともに、共通経費については、その性質又は目的に従って区分し、業務ごとに適正に配分した。

また、基金の運用は、法第34条第4項の規定に基づき、元本の償還の確実性及び認定供給確保事業者に対する適時かつ適切な支援が確保される方法により行い、基金の運用によって生じた利子その他の収入金に相当する金額は基金に充てるものとしている。